

長野県告示第158号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域を次のように指定し、昭和61年長野県告示第373号（動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域の指定）は、廃止します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域

市町村名	区域
松本市	松本市のうち次の区域 大手1丁目 大手2丁目 大手3丁目 大手4丁目 大手5丁目 女鳥羽1丁目 女鳥羽2丁目 女鳥羽3丁目 城東1丁目 城東2丁目 丸の内 城西1丁目 城西2丁目 開智1丁目 開智2丁目 開智3丁目 北深志1丁目 北深志2丁目 北深志3丁目 旭1丁目 旭2丁目 旭3丁目 渚1丁目 渚2丁目 渚3丁目 巾上 中条 庄内1丁目 庄内2丁目 庄内3丁目 中央1丁目 中央2丁目 中央3丁目 中央4丁目 深志1丁目 深志2丁目 深志3丁目 本庄1丁目 本庄2丁目 埋橋1丁目 埋橋2丁目 県1丁目 県2丁目 県3丁目 清水1丁目 清水2丁目 白板1丁目 白板2丁目 宮渕本村 新橋 宮渕1丁目 宮渕2丁目 宮渕3丁目 蟻ヶ崎1丁目 蟻ヶ崎2丁目 蟻ヶ崎3丁目 蟻ヶ崎4丁目 蟻ヶ崎5丁目 蟻ヶ崎6丁目 沢村1丁目 沢村2丁目 沢村3丁目 桐1丁目 桐2丁目 桐3丁目 元町1丁目 元町2丁目 元町3丁目 大字筑摩のうち筑摩、筑摩東、中林及び三才 大字神田 大字並柳のうち並柳及び並柳団地 大字出川のうち出川町1丁目及び出川町 笹部1丁目 笹部2丁目 笹部3丁目 笹部4丁目 高宮西 南原1丁目 南原2丁目 石芝1丁目 石芝2丁目 石芝3丁目 石芝4丁目 井川城1丁目 井川城2丁目 井川城3丁目 鎌田1丁目 鎌田2丁目 高宮東 高宮北 征矢野1丁目 征矢野2丁目 渚4丁目 両島 南松本1丁目 南松本2丁目 双葉 芳野 高宮中 高宮南 宮田 大字島内のうち高松、島高松、南中、青島、新橋、犬飼新田、松島及び中田 大字島立のうち荒井、堀米、大庭、小柴、三の宮、北栗及び南栗 大字和田のうち和田町 大字神林のうち南荒井 大字 笹賀のうち二美町1丁目、二美町2丁目、下二子、菅野、神戸新田、神戸、上二子及び原 大字芳川村 井のうち村井町 大字芳川小屋のうち小屋及び北原町 大字芳川平田のうち平田、美芳町及び寿田町 大字芳川野溝のうち野溝 野溝木工1丁目 野溝木工2丁目 野溝西1丁目 市場 平田東1丁目 平田東2丁目 平田東3丁目 平田西1丁目 平田西2丁目 大字寿白瀬渕のうち竹渕 大字寿豊丘のうち豊町及び長丘町 寿中1丁目 寿中2丁目 寿南1丁目 寿北1丁目 寿北2丁目 寿北3丁目 寿北4丁目 寿北5丁目 寿北6丁目 寿北7丁目 寿北8丁目 寿北9丁目 松原 寿台1丁目 寿台2丁目 寿台3丁目 寿台4丁目 寿台5丁目 寿台6丁目 寿台7丁目 寿台8丁目 寿台9丁目 大字岡田松岡 大字里山辺のうち下金井、新井、湯の原、藤井、荒町、西荒町、北小松、西小松、美里町、若里町及び小松町 大字原のうち原 大字汲 大字浅間温泉のうち浅間温泉第1、浅間温泉第2、浅間温泉第3、浅間温泉第4、浅間温泉第5、浅間温泉第6、浅間温泉第7及び浅間温泉第8 大字南浅間 大字大村 大字惣社のうち惣社1丁目 惣社2丁目及び惣社3丁目 大字横田のうち横田1丁目、横田2丁目、横田3丁目、横田5丁目、横田6丁目及び横田7丁目

上田市	上田市のうち次の区域 踏入1丁目 踏入2丁目 常田1丁目 常田2丁目 常田3丁目 材木町1丁目 材木町2丁目 常入1丁目 国分1丁目 天神1丁目 天神2丁目 天神3丁目 天神4丁目 大手1丁目 大手2丁目 中央1丁目 中央2丁目 中央3丁目 中央4丁目 中央5丁目 中央6丁目 中央東 中央北1丁目 中央北2丁目 中央北3丁目 中央西1丁目 中央西2丁目 二の丸 常磐城1丁目 常磐城2丁目 常磐城4丁目 常磐城5丁目 常磐城6丁目 緑ヶ丘1丁目 緑ヶ丘2丁目
岡谷市	岡谷市のうち次の区域 天竜町 湖畔 田中町 成田町 御倉町 本町 中央町 幸町 銀座 塚間町 山手町 山下町 神明町 郷田 加茂町 東銀座 大栄町 堀ノ内 赤羽 若宮 南宮 今井 岡谷 渕 川岸 川岸上 川岸中 川岸西 川岸東 長地 長地出早 長地小萩 長地梨久保 長地鎮 長地源 長地片間町 長地柴宮 長地御所 長地権現町
飯田市	飯田市のうち次の区域 大門町 桜町 伝馬町 大王路 小伝馬町 江戸町 仲ノ町 二本松 馬場町 浜井町 江戸浜町 東栄町 東中央通り 中央通り 松尾町 通り町 大横町 本町 知久町 扇町 銀座 大久保町 長姫町 主税町 追手町 常盤町 南常盤町 水の手町 愛宕町 箕瀬町 大通り 曙町 旭町 羽場坂町 白山通り 松川町 羽場町 砂払町 羽場権現 羽場仲畑 羽場赤坂 羽場上河原 正永町 大休 丸山町 白山町 滝の沢 今宮町 東和町 吾妻町 鈴加町 錦町 東新町 諏訪町 宮ノ上宮の前 元町 高羽町 松尾上溝 松尾久井 松尾水城 松尾新井 松尾寺所 松尾明 松尾清水 松尾城 八幡町 松尾代田 毛賀 松尾常盤台 育良町 鼎下山 鼎東鼎 鼎西鼎 鼎下茶屋 鼎中平 鼎上茶屋 鼎切石 鼎上山 鼎一色 鼎名古熊 上郷飯沼 上郷別府 上郷黒田
諏訪市	諏訪市のうち次の区域 大和1丁目 大和2丁目 大和3丁目 湯の脇1丁目 湯の脇2丁目 湖岸通り1丁目 湖岸通り2丁目 湖岸通り3丁目 湖岸通り4丁目 湖岸通り5丁目 諏訪1丁目 諏訪2丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 元町 清水1丁目 清水2丁目 清水3丁目 赤羽根 小和田 末広 大手1丁目 大手2丁目 高島1丁目 高島2丁目 高島3丁目 高島4丁目 小和田南 城南1丁目 城南2丁目 上川1丁目 上川2丁目 上川3丁目
須坂市	須坂市のうち次の区域 大字須坂 大字小山 墓坂南 墓坂 畏竜 大字坂田 相森町 高橋町 大谷町 本郷町のうち日滝原産業団地 大字小河原のうち旭ヶ丘工業団地及び松川林間工業団地 大字小島のうち小島工業団地 北相之島町 豊島町 旭ヶ丘町 北旭ヶ丘町 松川町 光ヶ丘ニュータウン 塩川町 高梨町 田の神町 大字井のうちインター須坂流通産業団地 米持町 明徳町 望岳台 亀倉町のうち夏端東団地 夏端町 大字塩野のうち塩野工業団地及び塩野東工業団地 豊丘町のうち豊丘団地、豊里団地、和合団地及び豊中団地 大日向町
小諸市	小諸市のうち次の区域 大字甲のうち字西郷土、字下郷土、字霞、字滝脇、字熊野堂、字芹沢峯、字大畑堀下、字東熊野堂、字上野岸、字古熊野堂、字北嶋、字囁、字中松井、字大塚、字下御堂、字坂ノ上平、字坂ノ上沢、字大添、字西下反、字万歳海土、字下海土、字下日影、字蛇堀川、字笠石、字上古宿、字狐穴、字味噌塚、字六道、字東唐松、字西唐松、字初唐松、字二唐松、字三唐松、字四唐松、字五唐松、字六唐松、字七唐松、字八唐松、字九唐松、字十唐松、字東原田、字乙女

	及び字中島 大字乙のうち字上ノ鼻、字竹ノ鼻、字御所村、字五斗蒔、字古宿、字西之辺、字上野、字上平及び字平林 大字丙のうち字岩上、字水梨、字滝ノ窪、字富士見平、字青木、字鳥岩、字両神、字水押、字芦原、字鳥居反、字猫原、字中堰、字社宮司平及び字向田 大字丁のうち字坂下、字日影町、字稚子原、字城跡、字城下、字小摺鉢、字中棚町、字三ノ門内、字大手門、字五反田、字根津谷、字本丸裏及び字大平山 与良町1丁目 与良町2丁目 与良町3丁目 与良町4丁目 与良町5丁目 鶴巻1丁目 鶴巻2丁目 八幡町1丁目 八幡町2丁目 紺屋町1丁目 紺屋町2丁目 荒町1丁目 荒町2丁目 三和1丁目 赤坂1丁目 赤坂2丁目 相生町1丁目 相生町2丁目 相生町3丁目 大手1丁目 大手2丁目 古城1丁目 古城2丁目 古城3丁目 本町1丁目 本町2丁目 本町3丁目 田町1丁目 田町2丁目 田町3丁目 六供1丁目 六供2丁目 市町1丁目 市町2丁目 市町3丁目 市町4丁目 市町5丁目 南町1丁目 南町2丁目 南町3丁目 大字柏木のうち字西大道下、字前原、字西前畠、字東前畠、字大道下及び字大道上 大字加増のうち字荒堀、字中条、字西小路、字中村、字浦屋敷、字七万畠、字前原、字南前原、字大塚、字下原、字上豆口、字下豆口、字東豆口、字上ノ平、字乙女及び字尾尻 両神	茅野市	茅野市のうち次の区域 大字ちの 塚原 仲町 本町東 本町西 大字宮川のうち字茅野、坂室、両久保の字林の峯、ひばりヶ丘、西茅野、中河原、安国寺、高部及び新井 大字豊平のうち下古田の鬼場 大字玉川のうち栗沢
伊那市	伊那市のうち次の区域 伊那のうち御園区南部、御園区双葉町、御園区新町、御園区堤ヶ丘、御園区中部、御園区北部、御園区白山、山寺区、坂下区、荒井区青木町、荒井区大芦町、荒井区川北町、荒井区桜町、荒井区通り町、荒井区綿町、荒井区東町、荒井区室町、荒井区元町、荒井区上手町、荒井区上荒井、西町区小黒、西町区春日町第一、西町区春日町第二、西町区沢、西町区下春日町、西町区城南町、中央区、日影区、上牧区、境区、狐島区、若宮区、美原区及び前原区 東春近のうち晩野区 西箕輪のうち大菅団地 西高遠のうち高砂、本町、仲町、霜町、常盤、鉢持諸町、宮本、袋町、新町、番匠、旭町、東町、下町、清水、横町、梅町、稻持、島畑、桜町、多町及び相生 東高遠のうち若宮、殿坂、二番廊内、三番、花畑及び五番	塩尻市	塩尻市のうち次の区域 大字大門 大字塩尻町 大字柿沢のうち字山岸、緑並、橋詰及び畠田 大字下西条のうち字道端、字門前、字道円、字花見及び富貴田 大字堀ノ内 大字大小屋 大字広丘原新田 大字広丘堅石のうち字下原、字桔梗ヶ原及び字湯ノ木 大字広丘郷原のうち字桔梗ヶ原及び字上原 大字広丘高出 大字広丘野村 大字広丘吉田 大字宗賀のうち昭和、桔梗ヶ原及び字原 大字木曾平沢のうち宮下、平沢及び神矢島 大字奈良井
駒ヶ根市	駒ヶ根市のうち次の区域 上穂南 上穂栄町 上穂北 赤須町 中央 北町 赤須東 東町 梨の木 飯坂一丁目 飯坂二丁目	千曲市	千曲市のうち次の区域 大字寂蔵のうち字伊勢宮、字西町頭、字東町頭、字入淀、字中島、字行人塚、字大土腐、字土腐尻、字小土腐、字高河原、字清水、字越上り、字屋敷前、字野杣、字高札前、字天木下、字上王子、字法正寺、字船山、字西王子、字八幡新田及び字東王子 大字鎌物師屋のうち字欠下、字清水、字中島、字西王子、字側淵、字西畠、字屋敷、字舟山、字花岡、字土井田、字堀畠、字柳原、字向柳原及び柳原下 大字打沢のうち字大坂、字越田、字松在毛、字大築山及び舞台 大字小島 大字桜堂 大字杭瀬下 大字屋代のうち字内田、字前田、字工在家、字五反田、字地正、字五十里、字山崎、字古道、字郷津、字馬口、字地ノ眼、字一丁田、字新町、字本町、字新屋、字宮裏、字毛勝、字上河原、字高河原、字大塚、字上町裏、字新田、字荒井、字松ヶ崎、字城ノ内、字高畑、字道合、字中田島、字加納坊、字中島及び升の浦 大字栗佐 大字稻荷山のうち字伊勢宮、字上通、字中通、字下通、字中條、字町屋敷、字王地、字釜蓋、字大牧及び字元町 大字野高場 大字八幡のうち字北堀、字御頭免、字柳田、字志川、字澤添、字社地、字森下、字寺裏、字杵鼻、字新宿、字八日市場、字一本木、字日々作、字横まくり、字青木、字唐臼、字階子田及び字六反田 大字磯部のうち字猪ノ島、字七塚、字赤田、字街道端、字欠端、字河原田、字下河原、字欠下、字白石、字貝塔、字石原、字御宝殿、字六地蔵、字五軒在家、字山梨子、字宮ノ前、字鳥ノ木、字宮崎、字流屋敷、字見附、字新田、字西新田、字見取及び字伊勢宮 大字戸倉のうち、字窪田、字幸神、字大明神、字川窪、字上町、字上仲町、字中町、字今井、字鎮守、字石原田、字芝宮、字鷲堂、字大西、字今井町、字清水尻、字淀、字落合、字大西川原及び向島 大字若宮のうち字大日向、字村東、字村西、字大西、字大西統、字大道西、字稻場、字柳田、字水吐、字上堰添及び字前山 大字上徳間のうち字上村、字中河原、字下河原、字深田、字古屋敷、字中村、字十夜河原、字町尻、字町尾及び橋場 大字内川 大字千本柳のうち字北川原、字蛸り、字荒屋、字田中及び上川原 大字力石のうち北之宮 大字新山のうち字御屋敷及び字宿 大字上山田のうち字東組、字馬場河原、字三本木、字神戸、字羽場、字水上、字城野腰、字住吉、字城山、字高河原、字向河原及び前河原 大字上山田温泉一丁目 大字上山田温泉二丁目 大字上山田温泉三丁目 大字上山田温泉四丁目
中野市	中野市のうち次の区域 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 中央四丁目 西一丁目 西二丁目 三好町一丁目 三好町二丁目 諏訪町 小館 南宮 大字中野のうち1000番地から1099番地まで及び1400番地から1899番地まで	佐久市	佐久市のうち次の区域 長土呂のうち上宮原、下宮原、上北原、北中原、北下中原、北上宮久保、北中宮久保、宮浦、北下宮久保、南上北原、菱林、上穴澤、上高山、下芝宮、南下中原、中高山、下穴沢、入高山、本宮、北近津、東近津、上東近津、一本松、渋右エ門、南下北原、周防畑、下高山、上大林、下大林、上日影、中日影、下日影、上餌袋、下餌袋、長土呂隠し、上聖原、中聖原、下聖原、上聖端、新城、下聖端、入下蟹澤、南聖原、上蟹澤、舟久保、小聖、中蟹澤、三百地、
大町市	大町市のうち次の区域 大町のうち俵町、不二塚町、大黒町、相生町、九日町、六九町、上仲町、下仲町、名店街、八日町、日の出町、五日町、神栄町、旭町、光明町、仁科町、高見町、南原町、堀六日町、東町、白塙町、下白塙町、山田町、北山田町、幸町、東中原町、中原町、若原町、栄町、宮田町、十日町、桜田町、大新田町、東若宮町、西若宮町及び昭電社宅		
飯山市	飯山市のうち次の区域 大字南町 大字飯山のうち字須田峯、字市ノ口、字更川南端、字町の浦、字神明町、字北町、字雨池北、字寺前、字愛宕町、字田町、字肴町、字広小路、字西田、字屋敷、字本町、字福寿町、字上町、字元宮、字鶴巻、字鷹飼、字田中、字土橋、字新町、字新町裏、字蓮田、字立石、字上長峯、字中長峯、字的場、字舛ノ浦、字斑山、字北分道、字八方塚及び字大原 大字静間のうち字金山、字米里及び字土手根		

	<p>聖石、下蟹澤、南近津、若宮、宮の前、向畠、上堰端、北裏、北小路、下小路、城、東浦、上村、柳原、下前田、直路、上伯母塚、下伯母塚、舞台、女蝶田、中村、赤塚、卯木久称、蛇塚、北河原、南上中原、上芝宮、北上中原、下北原、入穴澤、竹の鼻、道常、相の田、十二、辻の前、仲田、一つ長田、西近津、聖原、下濁り、上濁り、中濁り、類外、下近津、東宮、上仲田、下仲田、南半塚、一本杉、宮久保及び北半塚 佐久平駅北 佐久平駅東 佐久平駅南 岩村田北一丁目 岩村田のうち西曾根、上曾根、東曾根、中曾根、上穴虫、久保田頭、大馬久保、下穴虫、上久保田向、中久保田、黒地蔵、下久保田向、下久保田、池畠、赤座壇外、行人塚、六供後、東六供、住吉、会下浦、六供、菅田、新町、蟹沢端、枇杷坂、木戸在家、上直路、上木戸、梨子木、外西浦、諏訪宮、下直路、姥塚、水引、西高塚、東高塚、清水田、塚本、内正坊、下駒食、上駒食、下塚本、田中、葛石、柳堂、内西浦、中宿、今宿、荒町、荒谷、古城、下小平、上小平、鼻顔上、鼻顔、飯綱下、上信濃石、城下、北羽毛平、南羽毛平、天神堂、丹過、下宿、曲口、宮の東、宮の後、宮の西、下樋田、上樋田、北一本柳、宮の前、観音堂、西大門先、東大門先、下信濃石、仁王前、上の城、岩井堂、南上の城、東八日町、中八日町、坂下、西八日町、上福王寺、東一本柳、中一本柳、西一本柳、常木上、南向田、狹石、松の木、上砂田、西長塚、長塚、東西の久保、北西の久保、下福王寺、石並、西赤座、東赤座、赤座頭、西芝間、鶴縄沢端、柳田、東芝間、下向田、北一里塚、東一里塚、南樋橋、中長塚、東長塚、羽毛前、中島、信濃石及び城下 猿久保のうち坂下、坂上、下原、前原、番屋前、丸山、蛇場、才ノ神、野馬窓及び屋敷添 根々井のうち十二部、十三部、南原、才ノ神、原、大原、十文字、山ノ神、南十三方、馬乗石、北原、十三方及び北供養塚 野沢のうち久称添、榎田、下北田、北田、居屋敷、道川添、十二裏、道上場、宥免、跡部前、下木戸、大道寺、宿裏、山の神、下柳澤、上木戸、舞台、上柳澤、餅田、東五里田、練田井、薊沢、池田、沖の宮、下儘田、樋掛、狐畑、千池石、大清水、老丁田、五反田、梨の木、社宮司、佛の前、西五里田及び郷土田 鍛治屋のうち下半田、金山前、向畠、西儘田、上川原、前田、中島、二階田、神明前、牛流道下及び牛流道上 取出町のうち野澤道、屋敷、仲道、柏作、白拍子、東田、八幡分及び橋詰 中込一丁目 中込二丁目 中込三丁目 中込のうち堰向、西妻神、東妻神、堰端、蛇場道、大日、中原、西大堰手前、東大堰手前、平尾道、東中原、立石、宇てふ、大塚、曲坂、大澤上、根々井道中原、西大塚、蟹ヶ澤、大林、権現堂、丸田、三反田、三ツ石、油田、前林、三ツ家裏、宮前、宮久保、大星、三ツ家、砂原、新町尻、新町、清水、佐太夫町、鎮守宮、越上り、中河原、持添、橋場、横道、狐塚、法度河原、南畑、用水口、荒神、石神、石原田、諏訪田、前田、冷間、馬場口、愛宕林、梨木、下原、荒子、鎮守宮裏、川原、ひみ満及び偃添 潟戸のうち西千石平、橋場、西屋敷添、前川原、西原、残塚及び泓上 平賀のうち新町及び井戸尻 安原のうち四ツ行塚、棧敷及び小平 下越 三分 入沢 白田</p>	<p>田亀原、境新田相生原、境新田西原、境新田扇平、境新田小館山、境新田居久保下川端、境新田居久保下田、境新田居久保上川端、境新田小館山下、境新田、境新田居久保沢、境新田南居久保沢、境新田西居久保沢、境新田小花沢道下、境新田小金沢、境新田居久保保安林及び長倉往還南原を除く区域 大字長倉のうち岡越、清川、屋敷裏、相生、九藏沢、木切和田、中谷地、佐倉、西谷地、新田、赤坂、龍ヶ沢、広前、上野、南中通、大井、中原、三間通、大間々、宿田、旭見、湍水、宮ノ前、長倉、中軽井沢、蓬田、宿田平、垂水、蟹沢、平林、小岩、向林、嵐野、清倉、槍沢、鳴子田、鶴見田、九藏平、川浦道、水垂、御所原、頭梨、狩野、吾妻野、御所、堀、前田、城ノ腰、船久保、平野、柳ノ下、長倉牧、腰巻、戸狩、清蔦、宇田、鶴田、音羽、鳩ヶ谷、中曾根、蕨尾、横吹、碓水、上ノ原、小谷ケ沢、芹ヶ沢、赤岩、角木、巖、離山、鶴溜、坂下、千ヶ滝及び獅子岩 中軽井沢</p>
	<p>諏訪郡 下諏訪町</p>	<p>下諏訪町のうち次の区域 第1区のうち東町上、東町中、東町下、仲町、大門、田中町、矢木町、桜町及び緑町 第2区のうち立町、小湯の上、横町木の下、湯田町、湯田仲町、新町上、新町下、御田町及び塚田町 第3区のうち大社通り、友之町、広瀬町、富士見町、菅野町、上馬場、平沢町、中央通り、花咲町、中汐町、春日町、矢木東、矢木西、東弥生町、西弥生町、栄町、曙町、魁町、北四王、東四王、西四王、南四王、東鷹野町、西鷹野町、清水町、東赤砂及び西赤砂 第4区のうち上久保、久保海道、湖畔町南、湖畔町北、武居南及び武居北 第5区のうち東高木、西高木、南高木及び北高木 第7区のうち東山田 第8区のうち社東町 第9区のうち星が丘 第10区のうち西豊、西浜、高浜、東豊、本郷、五官、富ヶ丘及び関屋</p>
	<p>上伊那郡 辰野町</p>	<p>辰野町のうち次の区域 大字辰野町のうち下辰野 大字伊那富のうち宮木 大字平出のうち平出及び上平出</p>
	<p>上伊那郡 宮田村</p>	<p>宮田村のうち次の区域 町1区 町2区 町3区 つつじが丘区 大原区</p>
	<p>下伊那郡 松川町</p>	<p>松川町のうち次の区域 大字元大島のうち上新井及び名子 大字上片桐のうち清泉地</p>
	<p>下伊那郡 高森町</p>	<p>高森町のうち次の区域 下市田のうち6区</p>
	<p>下伊那郡 喬木村</p>	<p>喬木村のうち次の区域 大字阿島 大字小川 大字伊久間</p>
	<p>下伊那郡 豊丘村</p>	<p>豊丘村のうち次の区域 北市場一 北市場二 北市場三 南市場</p>
	<p>木曽郡 木曽町</p>	<p>木曽町のうち次の区域 福島のうち旭町、青木町、新町、門前、城山、大手町、関町、上町、本町、山平、上の段、八沢、丘の上、新万郡、富田町、上塩淵、中島、中畑、川西のうち西光寺及び郷谷、中組のうち石亀平 新開中部のうち新町 新開のうち黒川渡</p>
	<p>木曽郡 上松町</p>	<p>上松町のうち次の区域 大字上松のうち瀬木 大字旭町 大字本町通り 大字駅前通り 大字正島町 大字栄町 大字緑町</p>
	<p>木曽郡 南木曽町</p>	<p>南木曽町のうち次の区域 読書のうち新町、上仲町、下仲町、坂の下、東町、和合北、和合南、住吉町、東栄町、南栄町及び神戸</p>
	<p>木曽郡 木祖村</p>	<p>木祖村のうち次の区域 大字藪原のうち藪原</p>
安曇野市	<p>安曇野市のうち次の区域 豊科のうち成相、新田、立石、栄町及び元吉町 豊科高家のうちたつみ原区及びアルプス区 豊科田沢のうちアルプス区及び上手 穂高のうち等々力、等々力町、穂高町及び穂高区 明科中川手のうち明科区</p>	
南佐久郡 小海町	<p>小海町のうち次の区域 大字小海のうち土村 大字豊里のうち馬流及び松原</p>	
北佐久郡 軽井沢町	<p>軽井沢町のうち次の区域 軽井沢 軽井沢東 大字軽井沢のうち長塚亀沢脇、長塚小丸山下、上長塚、長塚小丸山、長塚上大川端、中長塚、長塚下大川端、下長塚、長塚上古川端、長塚下古川端、境新田釜戸山下、境新田釜戸山道上、境新田釜戸山道下、境新田橋場、境新田上橋、境新</p>	

木曽郡 大桑村	大桑村のうち次の区域 大字須原のうち須原、橋場及び大島 大字長野のうち弓矢 大字野尻のうち野尻
北安曇郡 池田町	池田町のうち次の区域 大字池田のうち池田1丁目、池田2丁目、池田3丁目、池田4丁目、池田5丁目、吾妻町、東町及び豊町
北安曇郡 松川村	松川村のうち次の区域 緑町区 緑町中区 東松川区 東松川南区
下高井郡 山ノ内町	山ノ内町のうち次の区域 大字平穂のうち安代、渋、星川及び湯田中
下高井郡 野沢温泉村	野沢温泉村のうち次の区域 大字豊郷のうち中尾、新田、十王堂、秋葉、松葉、大湯、河原湯、麻釜、真湯、寺湯及び横落

食品・生活衛生課

長野県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
茅野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年2月12日から
平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、昭和54年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号、平成11年長野県告示第77号、平成14年長野県告示第174号及び平成17年長野県告示第351号の事業地に、茅野市宮川字保毛原、字大石及び字三千久保並びに米沢字蟹田、字吉田、字向横川端、字下辻脇、字垣田、字溝ヌキ、字四通り及び字柏原田並びに豊平字沼、字細田、字榎田、字ヨモギ田、字宮下及び字跨並びに玉川字宅地添、字長ウ子、字ナカ田及び字大口頭並びに泉野字大橋下並びに湖東字長野日向及び字ヤセ尾根並びに北山字前寺地坊、字山鳥居、字虫倉尾根、字八坪日向、字山の神、字八坪、字新水坊、字仔放し、字車山わかされ、字四右エ門畑、字栗ノ木坂比良、字ズミノ木柵、字ズミノ木久保、字山桑比良、字汐上、字汐下、字大柏木、字下橋場、字川向、字甚七場、字境メ及び字渡戸を加え、ちの字城山、字鬼場平、字西山田及び字宝藏ヶ入並びに宮川字山耕久保、字小飼通、字

御廟、字清水道上、字沢通り、字神袋、字頭無し、字打越、字出頭、字中ノ沢通、字大棚、字横道上、字上ノ平、字古御堂、字丸ヲサ、字下新田、字神垣外、字柳田及び字大悦並びに米沢字下河原、字中之久保、字久保前、字神ノ木、字神手、字間久保横道下、字清水端、字土橋田、字向岩穴端、字向大石脇、字向横道上、字中橋向、字舟久保、字上向川原、字上河原、字丸山日影、字鍋割、字宮ノ前、字屋敷添、字丸山城、字大道端、字前河原、字柳小路上平、字石原畠、字家浦、字柳平、字下辻上、字下橋端上、字石畠、字大道通上、字日向畠、字山崎田、字五輪久保、字堂久保、字上ノ小路、字小屋平、字田ノ頭、字北街道、字平、字姫御前、字岡上、字中溝、字岡下、字田端通、字蟹砂、字間ノ田、字前田、字太さだ、字溝マタギ、字そり田、字渋沢、字どぶせい、字城下及び字桑立木田並びに豊平字水上、字上河原、字石倉、字河原田、字坊主田、字上半田、字石行、字平石田、字矢倉田、字後田、字砂田、字中原、字苗代所、字長畦、字上寄、字中下、字雪田、字下寄、字永渕、字揚水、字見山田、字蟹田、字長食日向、字長倉日影、字トクアミ、字下コセ、字上コセ、字家上、字寺裏、字ガニ田、字寺上、字イナ田、字河原、字伊那田、字下ノ原、字家下、字家前、字京塚、字ナシノ木、字本林、字東畠、字向原、字赤ザレ、字根附及び字東嶽字並びに玉川字神垣外、字道田中、字前田、字汐免、字清水田、字徳田、字赤坂、字早稻田、字沖田、字中島、字棚田、字七十刈、字後田、字長畠、字後田道上、字篠畠、字日影、字昼飯場、字樋ノ木、字笛蔓根、字中島日向、字川久保、字二ノ丸汐下、字塚尾根、字塚尾根頭、字中田日向、字川向、字古御堂、字屋敷通、字早川、字久保川、字汐下、字中右エ門屋敷、字上ノ坂、字一本松、字上ノ原、字カジヤ、字青木、字小丸山、字中畠、字中尾根、字斧研、字家前通、字上屋敷通、字上屋舗道、字中蔓根、字菊宮向、字雜事場、字平及び字原山並びに泉野字桂平、字堀田、字笛尾根及び字風除下並びに金沢字菅田、字丸山及び字頭殿沢並びに湖東字たいこうじ、字殿田、字仲島、字十五瀬、字向田、字二ツ石、字中山、字鬼場平、字神の木、字向原、字家前及び字房芳並びに北山字北垣外、字榎畠、字戸尻川、字宮ノ木、字新井、字川久保、字往来寺、字三辻、字廣田、字紺屋、字西浦、字栗ノ木下、字宮守沢、字北山、字北大塩道、字神尾坂、字仁反田及び字鼻崎において事業地を変更する。

生活排水対策課

長野県告示第160号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量（高精度三次元測量作業）
- 2 作業期間
平成20年3月19日から平成20年6月30日まで
- 3 作業地域
中野市、下高井郡山ノ内町

土木政策課

長野県告示第161号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（下水道施設台帳現況平面図作成 3級水準点）

2 作業期間

平成19年12月10日から平成20年3月12日まで

3 作業地域

御代田町全域

土木政策課

長野県告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

方久保沢、安沢、柄久保川、矢垂線、大久保線、宮久保線、宮久保線2、小手場沢、小田井沢川1、小田井沢川2、八重場沢川、兎沢、ウノキ沢、木落し沢、八反久保、キヤダ1、キヤダ2、キヤダ3、残の洞、柄久保、熱田、志平沢、泥久保、追平沢、沖の沢、須門狭間川、本沢川、切畑、鋸物師沢、又五郎沢、芦の沢、柄窪、中大久保、大久保、的場川、湯王沢、北ノ久保、漆平、中村沢川、猪子久保、桑木畑、中村入、細久保（駒沢）、原沢川、藤木久保、一ノ沢（駒沢）、喜和田、地替川、東ノ入、柳久保、追鶴沢、柵平、岩久保、沢入、唐沢、毘沙門沢、後田沢川、蛇洞沢、若宮川、大洞沢一ノ沢、大洞沢滝ノ沢、小洞沢1、小洞沢2、境沢川1、境沢川2、桧山沢、待張川、篤ヶ入、蟹沢上流、よきとぎ沢川1、よきとぎ沢川2、よきとぎ沢川3、よきとぎ沢川4、よきとぎ沢川5、一の沢（三沢）1、一の沢（三沢）2、一の沢（三沢）3、一の沢（三沢）4、一の沢（三沢）5、一の沢（三沢）6、一の沢（三沢）7、高道、細久保（岡谷）、樋の久保、滝の沢、出の洞沢、大化木沢、半の木沢川（間下）、よきとぎ沢（間下）、ヒライシ沢、オモ入本沢、滝の沢2、小野川、樋沢1、樋沢2、樋沢3、柳海途、中仙道峠下、深沢、長久保（今井）、地獄沢、よきとぎ（今井）、白沢、長久保沢（横川）、長地半の木西沢、長地半の木中沢、長地半の木東沢、常現寺川、八倉沢及び竹の沢川

2 指定の区域

岡谷市及び上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

吉刈沢、押し出し沢、馬曲沢、白地沢及び宮之入東沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

方久保沢、安沢、柄久保川、矢垂線、大久保線、宮久保線、小手場沢、小田井沢川1、八重場沢川、兎沢、木落し沢、八反久保、キヤダ1、キヤダ2、キヤダ3、残の洞、柄久保、熱田、志平沢、追平沢、沖の沢、須門狭間川、本沢川、切畑、鋸物師沢、又五郎沢、芦の沢、中大久保、大久保、的場川、湯王沢、猪子久保、中村入、原沢川、藤木久保、喜和田、地替川、東ノ入、柳久保、柵平、後田沢川、蛇洞沢、若宮川、大洞沢一ノ沢、大洞沢滝ノ沢、小洞沢1、小洞沢2、境沢川2、蟹沢上流、よきとぎ沢川1、よきとぎ沢川2、よきとぎ沢川3、よきとぎ沢川4、よきとぎ沢川5、一の沢（三沢）1、一の沢（三沢）2、一の沢（三沢）3、一の沢（三沢）4、一の沢（三沢）5、一の沢（三沢）6、一の沢（三沢）7、高道、細久保（岡谷）、樋の久保、滝の沢、出の洞沢、大化木沢、半の木沢川（間下）、よきとぎ沢（間下）、ヒライシ沢、オモ入本沢、滝の沢2、小野川、樋沢1、樋沢2、樋沢3、柳海途、中仙道峠下、深沢、長久保（今井）、地獄沢、よきとぎ（今井）、白沢、長久保沢（横川）、長地半の木西沢、長地半の木中沢、長地半の木東沢、常現寺川及び竹の沢川

2 指定の区域

岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

吉刈沢、押し出し沢、馬曲沢、白地沢及び宮之入東沢

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

鳥立（1）、鳥立（2）、鳥立（3）、鳥立（4）、山中、宮ノ入東、宮ノ入南（1）、宮ノ入南（2）、宮ノ入、宮ノ入北、小屋之平（1）、小屋之平（2）、川上北（1）、川上北（2）、持京（1）、持京（2）、持京（3）、持京（4）、久津（1）、久津（2）、久津（3）、神楽岡（1）、神楽岡（2）、神楽岡（3）、神楽岡（4）、神楽岡（5）、沢の宮（1）、沢の宮（2）、水谷、李平（1）、李平（2）、出法（1）、出法（2）、吉刈（1）、吉刈（2）、吉刈（3）、沢入、芋之沢（1）、芋之沢（2）、芋之沢（3）、芋之沢（4）、芋之沢（5）、大崩（1）、大崩（2）、北畠（1）、北畠（3）、東戸谷（1）、東戸谷（2）、東戸谷（3）、東戸谷（4）、輪之内（1）、奈良尾（1）、奈良尾（2）、奈良尾（4）、奈良尾（5）、奈良尾（6）、坂（1）、坂（2）、坂（3）、坂（4）、坂東（1）、坂東（2）、土合（1）、土合（2）、馬曲（2）、馬曲（3）、馬曲（4）、馬曲（5）、馬曲（6）、馬曲（7）、馬曲北（1）、馬曲北（2）、馬曲北（3）、犬平（1）、犬平（2）、犬平（3）、犬平（4）及び並屋

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

鳥立（1）、鳥立（2）、鳥立（3）、鳥立（4）、山中、宮ノ入東、宮ノ入南（1）、宮ノ入南（2）、宮ノ入、宮ノ入北、持京（1）、持京（2）、持京（3）、持京（4）、久津（1）、久津（3）、神楽岡（3）、神楽岡（4）、沢の宮（1）、沢の宮（2）、水谷、李平（1）、李平（2）、出法（1）、出法（2）、吉刈（1）、吉刈（2）、吉刈（3）、沢入、芋之沢（1）、芋之沢（2）、芋之沢（3）、芋之沢（4）、芋之沢（5）、大崩（1）、大崩（2）、北畠（1）、北畠（3）、東戸谷（1）、東戸谷（2）、東戸谷（3）、東戸谷（4）、輪之内（1）、奈良尾（1）、奈良尾（2）、奈良尾（4）、奈良尾（5）、奈良尾（6）、坂（1）、坂（2）、坂（3）、坂（4）、坂東（1）、坂東（2）、土合（1）、土合（2）、馬曲（2）、馬曲（3）、馬曲（4）、馬曲（5）、馬曲（6）、馬曲（7）、馬曲北（1）、馬曲北（2）、馬曲北（3）、犬平（1）、犬平（2）、犬平（3）、犬平（4）及び犬平（4）

2 指定の区域

上水内郡小川村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第168号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年3月24日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組 合裾花支所	長野市戸隠豊岡 1548-1	長野市戸隠豊岡 1548-1
旧	ながの農業協同組 合戸隠支店		

会計課

長野県告示第169号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成20年3月21日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
	ながの農業協同組 合芋井支店	長野市大字桜833- 1	長野市大字桜833- 1

会計課